

大阪市水道事業管理規程第6号

大阪市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務専決規程（令和3年大阪市水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（理事が専決することができる事項）</p> <p>第2条 大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第2条第2項に規定する局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事が専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工務部長、<u>柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長</u>の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関すること</p> <p>(2) 工務部長、<u>柴島再構築担当部長、技</u></p>	<p>（理事が専決することができる事項）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 工務部長、<u>広域連携・海外支援担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長及び管路更新担当部長</u>の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関すること</p> <p>(2) 工務部長、<u>広域連携・海外支援担当</u></p>

術業務再編担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない管外出張を除く。以下同じ。）を命ずること

[2 略]

（部長が専決することができる事項）

第3条 部長（担当部長を含む。以下同じ。）がその所管事務について専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長（場長、所長及び担当課長を含む。以下同じ。）の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上の病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関すること

[(2)~(10) 略]

（総務部長が専決することができる事項）

第4条 総務部長は、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

[(1) 略]

- (2) 課長及び課長代理（副場長、副所長及び担当課長代理を含む。以下第5号まで及び第6条第1号において同じ。）の職務に専念する義務の免除の承認に関すること

[(3)~(12) 略]

（総務部北部方面営業担当課長が専決することができる事項）

部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長及び管路更新担当部長に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない管外出張を除く。以下同じ。）を命ずること

[2 同左]

（部長が専決することができる事項）

第3条 [同左]

- (1) 課長（所長、場長、担当課長及び研究主幹を含む。以下同じ。）の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上の病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関すること

[(2)~(10) 同左]

（総務部長が専決することができる事項）

第4条 [同左]

[(1) 同左]

- (2) 課長及び課長代理（副所長、副場長、担当課長代理、研究副主幹及び副参事を含む。以下第5号まで及び第6条第1号において同じ。）の職務に専念する義務の免除の承認に関すること

[(3)~(12) 同左]

第15条 総務部北部方面営業担当課長 [新設]

は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項（事務分掌規程別表第3に規定する大阪市東部水道センター及び大阪市北部水道センターの管轄区域における事項に限る。）を専決することができる。

- (1) 給水装置の開閉その他水道の使用に関する事務の処理に関すること
- (2) 水道の使用量の認定に関すること
- (3) 水道の料金及び手数料並びに下水道使用料の徴収及び還付に関すること
- (4) 水道の料金及び手数料並びに下水道使用料等に関する証明に関すること
- (5) 水道の停水処分に関すること

（総務部南部方面営業担当課長が専決することができる事項）

第16条 総務部南部方面営業担当課長 [新設]

は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項（事務分掌規程別表第3に規定する大阪市西部水道センター及び大阪市南部水道センターの管轄区域における事項に限る。）を専決することができる。

- (1) 給水装置の開閉その他水道の使用に関する事務の処理に関すること
- (2) 水道の使用量の認定に関すること
- (3) 水道の料金及び手数料並びに下水道使用料の徴収及び還付に関すること
- (4) 水道の料金及び手数料並びに下水道使用料等に関する証明に関すること
- (5) 水道の停水処分に関すること

（工務部給水課長が専決することができる事項）

[削る]

第15条 工務部給水課長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 水道及び工業用水道の手数料並びに工業用水道の給水施設工事費の徴収及び還付に関する事
- (2) 工業用水道の修繕料の徴収（調定を除く。）及び還付に関する事
- (3) 工業用水道給水施設工事の承認及び検査に関する事

（水道センター営業担当課長が専決することができる事項）

[削る]

第16条 水道センター営業担当課長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 水道の使用の許可、承認その他の給水に関する事務の処理に関する事
- (2) 水道の使用量の認定に関する事
- (3) 水道の料金及び手数料並びに下水道使用料の徴収及び還付に関する事
- (4) 水道の修繕料の徴収（調定を除く。）及び還付に関する事
- (5) 水道の料金及び手数料並びに下水道使用料等に関する証明に関する事
- (6) 水道の停水処分に関する事

（設備保全センター所長が専決することができる事項）

第17条 設備保全センター所長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 予定価格が1件300,000円以下の建築物及び建築設備の緊急修理等の工事

[新設]

(工期が年度を超えることとなるものを除く。)の請負契約の相手方及び契約金額の決定並びに契約の締結に関すること

(2) 決定された事項の一部の変更であって次に掲げるものに関すること

ア 前号に規定する事項で第1条第2項に規定する事項に該当するため浄水統括担当部長が決定したものの変更であって、当該変更による契約金額の増加額又は減少額が、浄水統括担当部長が行った決定に係る契約金額の2割に相当する金額以下であるもの

イ 前号の規定により決定された事項の変更で変更後の契約金額が同号に規定する金額を超えることとなるものであって、当該変更により契約金額の増加額が当初行われた決定に係る契約金額の2割に相当する金額以下であるもの

(水質管理研究センター所長が専決することができる事項)

第18条 水質管理研究センター所長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。 [新設]

(1) 委託を受けた水質試験の費用の徴収及び還付に関すること

(2) 委託を受けた水質試験の成績報告書の作成に関すること

(水道センター所長が専決することができる事項)

第19条 水道センター所長（東部水道セン

[新設]

ター所長を除く。）は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 工業用水道の給水施設工事の施行に関すること
- (2) 水道及び工業用水道の停水処分に関すること
- (3) 水道及び工業用水道の修繕料の徴収及び還付に関すること

（東部水道センター給水装置工事担当課長が専決することができる事項）

第20条 東部水道センター給水装置工事担

[新設]

当課長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 水道の給水装置工事の施行及び検査に関すること
- (2) 水道の分担金及び給水装置工事費の徴収及び還付に関すること

（東部水道センター維持担当課長が専決することができる事項）

第21条 東部水道センター維持担当課長

は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

[(1)・(2) 略]

- (3) 水道及び工業用水道の修繕料の徴収及び還付に関すること

[削る]

（水道センター維持担当課長が専決することができる事項）

第17条 水道センター維持担当課長は、第

6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

[(1)・(2) 同左]

- (3) 水道及び工業用水道の修繕料の調定に関すること

（東部水道センター所長が専決することができる事項）

第18条 東部水道センター所長は、第6条

に定めるもののほか、次に掲げる事項を

[削る]

専決することができる。

[(1)~(4) 同左]

(工務部施設保全センター所長が専決することができる事項)

第19条 工務部施設保全センター所長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 予定価格が1件300,000円以下の建築物及び建築設備の緊急修理等の工事（工期が年度を超えることとなるものを除く。）の請負契約の相手方及び契約金額の決定並びに契約の締結に関すること

(2) 決定された事項の一部の変更であって次に掲げるものに関すること

ア 前号に規定する事項で第1条第2項に規定する事項に該当するため浄水統括担当部長が決定したものの変更であって、当該変更による契約金額の増加額又は減少額が、浄水統括担当部長が行った決定に係る契約金額の2割に相当する金額以下であるもの

イ 前号の規定により決定された事項の変更で変更後の契約金額が同号に規定する金額を超えることとなるものであって、当該変更により契約金額の増加額が当初行われた決定に係る契約金額の2割に相当する金額以下であるもの

(工務部水質試験所長が専決することができる事項)

[削る]

第22条・第23条 [略]

(課長代理に専決させることができる事項)

第24条 課長は、局長の承認を得て、次に掲げる事項を課長代理（副場長、副所長及び担当課長代理を含む。）に専決させることができる。

[(1)～(4) 略]

第20条 工務部水質試験所長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 委託を受けた水質試験の費用の徴収に関すること
- (2) 委託を受けた水質試験の成績報告書の作成に関すること

第21条・第22条 [同左]

(課長代理に専決させることができる事項)

第23条 課長は、局長の承認を得て、次に掲げる事項を課長代理（副所長、副場長、担当課長代理及び研究副主幹を含む。）に専決させることができる。

[(1)～(4) 同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。